

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No. 8 (優先度 C1)	
検討課題	議事堂以外での委員会開会
議会基本条例の条文	<p style="text-align: center;">(委員会の活動)</p> <p>第13条 4 委員長は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開会することができる。</p>
具体的な運用方法等	<p>1 目的 墨田区議会基本条例第13条第4項に基づき、議事堂以外の場所において委員会を開会し、多くの区民等に傍聴できる機会を設けることにより、より開かれた議会の実現に資することを目的とする。</p> <p>2 開会の決定 議事堂以外の場所において委員会を開会しようとするときは、その必要性について委員会で十分に協議を行い、原則として全会一致をもって決定する。ただし、委員長がやむを得ないと認める場合は、出席議員の過半数をもって決定することができる。</p> <p>3 具体的な開会方法等 議事堂以外の場所において委員会を開会しようとする委員会の委員長は、次の事項について定め、議長に報告する。 (1) 開会日時 (2) 開会場所 (3) 議題 (4) 出席を求める理事者</p> <p>4 周知等 区議会ホームページ等での広報に加え、各委員においても、多くの区民等が傍聴に来るよう情報発信に努める。</p> <p>5 「区民等との意見交換会等」との関係 議事堂以外の場所において委員会を開会するに当たっては、墨田区議会基本条例第13条第5項に基づく「区民等との意見交換会等」を併せて開催することについても検討する。</p>
その他	